

明治維新当時の三重県 藩政時代は武家社会で、武士は文武両道を備えることを理想としたが、庶民(農工商)は一志以画(は一志以画)の学校状況 が、藩政時代の中これら庶民教育機関として寺小屋ができた。それで庶民の学校は不備であった。明治元年(一八六八年)に五ヶ条のご誓文が示され、「学事獎励に関する被仰出書」が提出された。そして明治五年の学制頒布により、県内にはほぼつづく小学校が設立され、翌六年には三重県内(津以北)に三四校ができ、一年後の八年には一七三校(他に私立校)となつた。その後一〇〇年を経過した現在、同区域(津以北、旧三重県)内にある小学教学校数は一九八校で、わざかに一五校多いだけである。如何に急激に小学校が設立されたかが想像される。

ところがその出来た学校の姿は現在では想像でもきないよう状況であつた。公立一七三校の中で校舎も跡が一八校、その他が八校であつた。また生徒数も少なく四九人以下が六一校、五〇人以上七九人までが五一校、八〇人以上九九人までが一五校、一〇〇人以上はわずかに四五校であった。また教員数も少なく、一人の学校八〇人以上九九人までが五人、二人が五四校、三人が一八校で四人以上が一四校という実状であった。

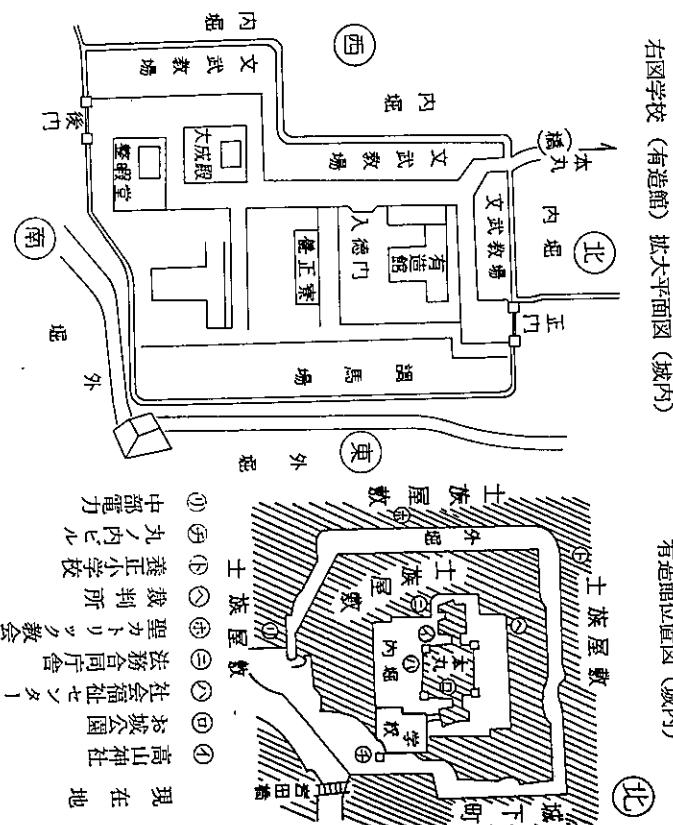
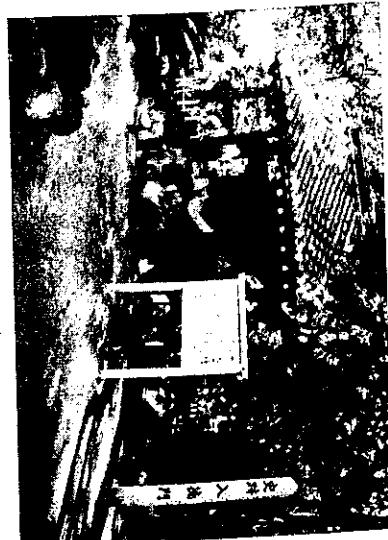
1 創設期～有造館時代(明治六～明治一〇)

第一章 附屬学校 第一節 二重県師範学校附属小学校

第八章 附屬学校

淡谷 義夫 昭和三一年四月一日～昭和三五年三月三一日
渡辺善五郎 昭和三五年四月一日～昭和三七年三月三一日
江口巳興吉 昭和三七年四月一日～昭和四一年三月三一日
角谷辰次郎 昭和四年四月一日～昭和四二年一〇月十五日
今村 見 昭和四二年一〇月一六日～昭和四四年三月三一日
荒井 瑞雄 昭和四年四月一日～昭和四六年三月三一日
藤田 伊吉 昭和四六年四月一日～昭和四七年三月三一日
神戸 文夫 昭和四七年四月一日

三重県(津以北)では明治八年に、津市丸之内旧藩校有造館を仮用して、三重県師範有造学校を創設するため、同所にあった安濃津学校を一ヶ月半休校して校舎の改造を行い、それがそのまま七月八日に三重県師範有造学校とした。翌九年一二月改正の



前述のように学制頃布後急速に小学校が設立され、校舎の問題と教師の問題が緊急解消に迫られた。特に教師を得ることはその根本的条件であり、また同時にモデル小学校の建設が必要であった。その良教師の養成とモデル校、指導校の使命をおびて生れたのが師範学校であり附属小学校であった。

(昭和八年 養正学校六十周年記念同窓会講演)

私が亡兄に伴はれて養正寮の門下に入りたるは確か明治六年、私の九才の時であつた。當時の養正寮は丸の内旧藩校を其盛衰用せられていたので、何百疊であつたか広い／＼大講堂の中列段グラスの列もなく、數百名の生徒が雜然机を前に座り、坐つて教授を受けたのである。又諸先生は其大講堂の中央に赤毛筆を懸けた机を置いて座席を占めて居られましたが、階級や授業が始まるといふとき、其大講堂の中央の柱へ「無言」と大書せし墨書き一寸(3センチ)以上もあるからと思はれる大きな札を、柱も壁もよくと打ち付けられた。今でもがや／＼と騒いで居た数百十の生徒が忽ち静寂にして、囁きの声一つも聞えず、講堂無言の状態に入りましたとき、諸先生は徐々に中央の教室を出て、一々生徒の手を持ち添つて語字を教へられたることを記憶する。又講書は養正寮の別室に諸先生がズラリと講壇を設けられて居る處へ行つて、教を受けたのであるが、其寅先生の講書の手始めとして第一に学習せなければならぬことは御歴代天皇の御名を神武、絶対、安寧、懿徳より今上に至るまでの廟名を高らかに暗誦するのであるが、此

元大審院部長 磯 谷 幸次郎

明治十九年附属小学校卒業生

興味がある。

一校(安濃津学校) 安濃津学校と改称した。その一二月一〇日には、三重県府が因日市から津に移され、本附属の前身小学第 明治六年二月五日、旧津藩有造館の校舎を仮用して小学校第一校を創設し、七月一〇日に校講堂が県庁舎に使用された。当時の授業状況を本業生の思い出によつて想像するもの

当時の教室授業風景

第一章 附屬小学校則

第一条 小学ラ上二等ニ分ナ下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ十等ハ十四歳ニ終ル 但人ノ性質才氣ニ由リ年令ヲ勘シテ本文ニ拘ハラサルモノトス

第二条 種痘天然痘ヲ為セシムニ非サレハ入校ヲ許サス

第三条 入学ハ毎年西慶其期日及生徒の員數等ハ前以テ門外ニ掲示或ハ報告スベシ但時宜ニ因リ定期ノ外臨時入学ヲ許スコトアルベシ

第四条 入学志願ノ者ハ期日三日前ニ名刺ヲ以テ其趣申出ツベシ

第五条 入学許可ヲ得タル者ハ其當日前八時父兄又ハ証人自ラ參校シ書式第一証書差出スベシ

第六条 此校ニ入ル者ハ半途退学ヲ許サズ但不得此事故アレハ其情實書面ヲ以テ父兄又ハ証人ヨリ申出ツベシ

第七条 再入学者ラ願フ者ハ從前退学ノ事由ヲ明シ許可スルコトアルベシ

第八条 修業時間ハ午前九時ヨリ第十二時ニ至リ午后第一時ヨリ第二時ニ至ル

第九条 各教場ニ名札ヲ掲ケ以テ其坐次ヲ表示ス

第十条 生徒ノ受業料ハ一ヶ月十錢ト定ムルト雖モ貧富ノ鄙合ニ因リ七錢五錢ニ至ラセ

第十一条 本文ニ受業料ヲ納ムル能ハザル程ノモノハ区戸長ノ証書ヲ以テ願出レバ証議ノ上許可スベシ

第十二条 一家一人兄弟ヲ学校ニ入ル者其一人ハ下等ノ授業料ヲ納ムヘシ、三以上ヲ納ルトキハ一人ノ外受業料ヲ出スニ

第十三条 大試業ノ時抜群優等ノ者ニハ褒賞ヲ与フベシ

第十四条 試業ノ上學力満ニテ進級ニ当ラサルモノハ尚六ヶ月元ノ級ニ置テ温習セシム若シ此ノ如キコト三度ニ及ブモトアルベシ

第十五条 試業履歴ノ官員ハ県官及ヒ教員トス

第十六条 每級卒業ノモノハ試業ノ上卒業免状書式第一教科卒業ノ者ハ書式第一ラ付与スベシ

第十七条 入校ノ生徒ハ何ニヨラス教師ノ指揮ニ従フベキ事

第十八条 入校ノ生徒互ニ信義ヲ以テ交流ベキ事

第十九条 每日上校ハ受業時間十分前タルベキ事

第二十条 若シ受業ノ時間ニ後レタルモノハ懲罰ニ入ルベカラズ生徒掛ヘ退刻ノ事情ヲ述ベテ其指揮ヲ待ツベキ事

第二十一条 校内ハ勿論途中ニ於テ教師又ハ官員等他知りタル人ニ逢フトキハ丁寧ニ礼行フベキ事

第二十二条 上校ノ往返路遊び等致スベカラズ太壕池ノ堤等危害ノ場所ニ立寄ルベカラズル事

これが今日まで一〇〇年間県下小学校教育の大本的存在となつてゐる。

第三章 第一四章第一条规定「本校并附属小学校モ教場ノ參觀ヲラフモノハ之ヲ許ス」第一三章第一条规定「

第五条规定「此小学ハ一般小学ノ模範トナルベキモノナレハ授業上ハ勿論札議ニ至ルマテ尤注意スベシ」第一四章第一条规定「本校并附属小学校ラシテ授業ノ方法ヲ実地経験セシムル所ナリ」同第五条规定「

第六条规定「此小学校に学区がなかつたじとも、「生徒ハ近傍ノ土地ニテ通学ニ便ナルヲ取ルモノトス」第一四章第五条规定「

第七条规定「また附属小学校に学区がなかつたじとも、「生徒ハ近傍ノ土地ニテ通学ニ便ナルヲ取ルモノトス」第一四章第五条规定「

第八条规定「これが今日まで一〇〇年間県下小学校教育の大本的存在となつてゐる。」

第九条规定「この目的を明らかにして「此小学校ハ一般小学ノ模範トナルベキモノナレハ授業上ハ勿論札議ニ至ルマテ尤注意スベシ」第一四章第一条规定「本校并附属小学校モ教場ノ參觀ヲラフモノハ之ヲ許ス」第一三章第一条规定「

第十条规定「附属小学校の重要性を強調し「附属小学校ハ師範学校ラシテ授業ノ方法ヲ実地経験セシムル所ナリ」同第五条规定「

第十一条规定「師範学校規則には「師範学校ハ一種ノ学舎ヲ以テ成ル、一ヲ本校トシ一ヲ附属小学校トス」第一三章第三条规定「

心得によくあらわしている。

この校則を見ると、実に周到なものであるとともに、これが県下の指導模範的なものであつたことも參觀人

右ノ条々堅ク相守ルベシ違背ノ者アルニ於テハ當日參觀ヲ禁シ直ニ退校セシムベキ者也

第四条 授業ノ方法ニ於テ質問ノ条件アレハ課業終り生徒退クノ後教官ニ就テ質問スベシ

第三条 教場ニ在テ喫煙又ハ談話且指揮待タズシテ席ヲ離ルベカラズ

第二条 參觀ノ者ハ生徒掛ニ指揮ニ從テ教室ニ入ルベシ

第一条 參觀ノ者ハ名刺ヲ生徒掛ニ出シテ扣所ニ相持ツベシ

故ニ參觀ノモ宜シタ此意ヲ体シ参觀中動止静タルベシ仍テ其心得ノ件々ラス事左ノ如シ

小学校授の方ハ今急務ナルヲ以テ今教場ノ參觀ヲ許スト雖モ教場紛擾スレハ生徒ノ氣散乱シ易ク其妨害モ亦少ナカラス

教場參觀心得

年月日

右ノ条々堅ク可相守者也

此外臨時休日ハ其時々掲示ス

一月一日ヨリ同月十日迄

日曜日

新嘗祭

十月廿三日

神武天皇御祭日

四月三日

紀元節

二月十一日

孝明天皇祭

一月三十日

第四十一条 年中休日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第五章 休日

第四十条 生徒ニ対シテハ一周温湯入浴ナルヲ要スベキ事

第三十九条 生徒病氣等ニテ不參ノ節ハ手札差出セハ之ヲ其受講教師へ送スベキ事

ヘ交付シ收入簿ハ受業料共ニ毎月廿四日限難務掛ヘ通付計算簿ノ上受取ルベシ

第三十八条 月謝收入簿ヲ備ヘ置キ生徒受業料納ムルトキハ受取証金貯ノ処へ捺印シ且收入簿ト割印ヲ為シ受取証ハ本人

第三十七条 生徒受業料毎月十六日ヨリ廿一日迄七日間ノ中ニ納メシムヲ受取ルベキ事

第三十六条 教場運動場等ノ掃除ヲ監シ潔ノ心付クベキ事

第三十五条 受業ノ時限喚籠ヲ以テ報知スベキ事(當分紅換フ)

第三十四条 生徒入校退学総冊ヲ備ヘ置キ入校ノ者ハ住所姓名年月日并年令等退学ノ者ハ年月日詳細登記スベキ事

第三十二条 生徒入学願或ハ教場參觀ノ者等アレハ受付ヲ為右等ノ節ハ之ヲ教員へ通知シ其指図ニ従フベキ事

第三十一条 生徒ノ諸用ヲ取扱フベキ事

第四章 生徒掛心得

第三十条 病氣等ニテ不參一週間に以上ニ及フ者ハ父兄又ハ証人ヨリ其由書面ヲ以テ届ケ出ツベキ事

但病氣等ニテ不參ノ節ハ上校定期前ニ手札ヲ以テ生徒掛ヘ届ケ出ツベキ事

第二十九条 課業中懇リニ席ヲ離ルベカラザル事

第二十八条 教場ヘハ雨衣ヲ着シ又ハ襟巻綿帽ノ體出席スベカラザル事

第二十七条 教場ニテ奔走シ或ハ高笑大声致スベカラザル事

第二十六条 喧嘩口論致スベカラザル事

但不得己ノ時其由教師ヘ申出指揮ヲ待ツベキ事

第二十五条 同輩ノ者ト書籍等貸借スベカラザル事

第二十四条 書籍等ハ丁寧ニ取扱ヒ損失無之様致スベキ事

第二十三条 校外其外人家ノ場等ニ來書致スベカラザル事

明治天皇は民治に深く御心を注がれ、全国各地を巡幸になった。明治一三年六月一六日皇后が御幸に出発になり、甲州街道より木曾の険路をお通りになって、名古屋から三重県におはいりになり、桑派な校舎で、東は旧津城の西外堀に面し、堀水を隔てて北に伊賀口番所、南に城戻、南角櫓が眺められる景勝地であった。

新校舎が一棟、生徒寮舎が一棟、附属小学校が二棟で、その総経費は九、九一六円であった。当時としては異に立派な校舎は、六六三坪(五四八八坪)、校舎六〇一坪(一九八三坪)、教場一六坪(三八九坪)、建物は本校が一棟、生徒寮舎が二棟、伊賀口番所、南に城戻、南角櫓が眺められる景勝地である。

西堀端の創設以来本校とともに旧津城内の旧藩校を借用し、三重県府、第一小学校と同居していたのであるが、明治一〇年にかけて校舎建築の議論があり、同年九月西堀端(現のカトリック教会)伊賀口門前に新築工事が着工され、翌一年に竣工したので、その七月五日に新校舎を開校式が行われた。三重県師範学校はここに初めて自己の校舎を得たので、その後毎年この日を開校記念日とした。校門前には、田舎の風景が見える。

2 明治初期～西堀端時代(明治一～明治一〇)

三重県津師範学校附属小学校となり、更に山田師範学校の合併により、翌一〇年一月には三重県師範学校本校の校名の改正に伴って、明治九年九月に、三重県津師範学校附属小学校と改名した。

明治八年七月安濃津学校から附属小学となり下等七級卒業その後同九年九月に附属小学校から分離した。そのとき高級生一組と、その他を安濃津学校生徒八名に同校下等四級卒業したもの

明治八年七月安濃津学校附属小学校に充當したのであるが、同九年六月一日には安濃津学校を分離した。そのとき高級生一組と、その他を安濃津学校生徒八名に同校下等四級卒業したもの

明治九年五月には岩橋が竣工し、職員生徒七三〇名が渡り初めをした。

明治八年九月二十日 同九月十五日 明治八年九月三十日
三重県士族多羅尾浩三郎 候事
三重県士族光徳長男
三重県士族多羅尾浩三郎
明治八年九月三十日
有造附属小学校卒業証書
安濃津学校生徒の同姓が八年七月に附属小学校に進み、同九月に附属小学の下等七級卒業をしたものが、八年七月に附属小学となり同九月に附属小学の下等七級卒業をした。

試験と浜遊び、校則によつて明治八年九月一〇日から一月五日まで臨時試験を行つた。その方法はすこぶる嚴格で、生徒を一人づつ試験場に出頭させて、居並ぶ試験委員の前で行つた。上級の者でもみな初級から試験をして、合格者は卒業証書を授与した。また一〇月には大試験を行い、合格者は免許状を授与した。同年一〇月と翌九年五月には「派遣」を行つた。これは現在の遠足のようなものであった。

同年一〇月には「派遣」を行つた。これは現

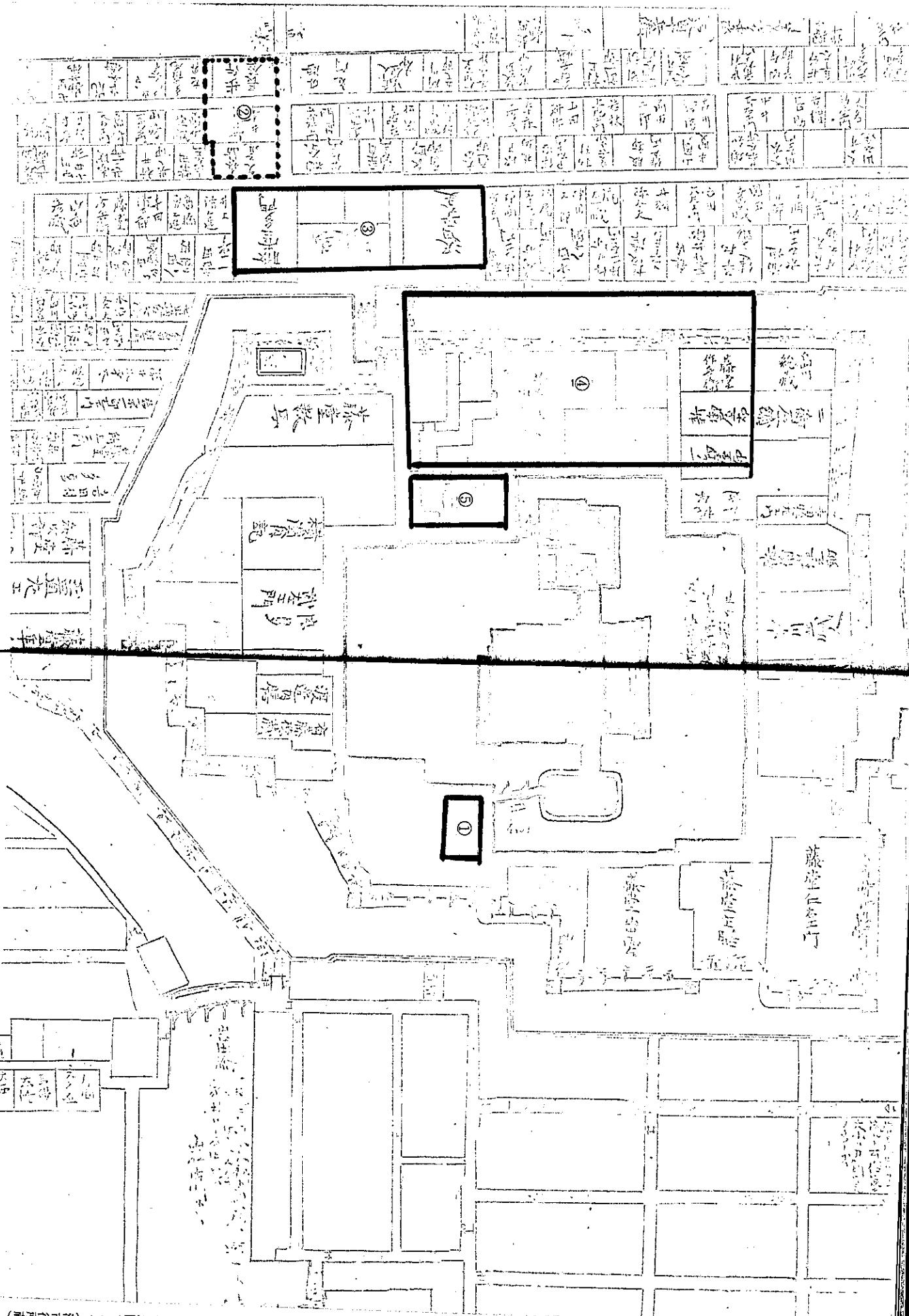
②明治9年に建築を予定され
た位置

③明治11年より明治20年まで
の校舎位置

校舎位置 昭和20年の爆撃
全焼による区画整理で多少
の変更が加えられている。

④明治21年より昭和43年迄の
校舎位置

①明治8年創立時より明治10年ま
での校舎位置



下絵は江戸末期の津市古地図である(津市役所蔵)